

政治・経済問題

はじめに、これを読みなさい。

1. この問題冊子は 18 ページある。ただし、ページ番号のない白紙はページ数に含まない。
2. 解答用紙に印刷されている受験番号が正しいかどうか、受験票と照合して確認すること。
3. 監督者の指示にしたがい、解答用紙の氏名欄に氏名を記入すること。
4. 解答は、すべて解答用紙の所定欄にマークするか、または記入すること。
所定欄以外のところには何も記入しないこと。解答欄は裏面にもある。
5. 問題に指定された数より多くマークしないこと。
6. 解答は、必ず鉛筆またはシャープペンシル(いずれも HB ・ 黒)で記入すること。
7. 訂正する場合は、消しゴムできれいに消し、消しきずを残さないこと。
8. 解答用紙は、絶対に汚したり折り曲げたりしないこと。
9. 解答用紙はすべて回収する。持ち帰らず、必ず提出すること。ただし、この問題冊子は、必ず持ち帰ること。
10. 試験時間は 60 分である。
11. マーク記入例

良い例	悪い例
○	○ × ○

[I] 次の文章を読み、下記の設間に答えなさい。

イラク戦争開戦からすでに 10 年以上が経過した。しかしながら、2003 年 4 月⁽¹⁾に米軍・英軍がイラクの首都バクダッドを陥落させ、2006 年 5 月に(①)を首班とする新政府が発足して以降も、イラク国内でのテロや宗派対立は収まらず、治安の悪化が深刻化している。日本でも、イラク戦争終結宣言後の 2003 年に(②)が制定され、これを根拠に、自衛隊がイラク南部の都市(③)に派遣された。自衛隊の海外派遣はこれが初めてではない。国連平和維持活動(PKO)というかたちで、自衛隊が国連平和維持活動(PKO)協力法が成立した 1992 年に(④)に派遣されて以降、すでに数か国に派遣されている。

しかしながら、これら自衛隊の海外派遣は日本国憲法で禁じている [ア] の行使にあたり、専守防衛の原則から逸脱しているのではないかという批判も根強い。国際法上、国連憲章第 51 条等で、国家は [ア] をもつとされている。しかし、従来、日本政府は、[ア] の行使はわが国を防衛する必要最小限の範囲を超えると憲法上許されないとする政府見解(1981 年の政府答弁書)に象徴されるように、日本国憲法第 9 条の下において自国に対する武力攻撃を阻止する [イ] の行使はできるが [ア] の行使は憲法上許されないとする立場をとってきた。しかし、2012 年 4 月の自民党の憲法改正草案では自衛隊を明確に軍隊として位置付け、[ア] を認める内容となっている。

日本国憲法制定後の歴代内閣は、憲法 9 条の解釈で [ア] の行使を禁じてきたが、2014 年 7 月 1 日には、憲法改正の手続きを定めた憲法(⑤)条の改正を経ずに、憲法解釈の変更により [ア] の行使を認める閣議決定がなされた。この閣議決定では、「(1)我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立要件が脅かされ、国民の生命、自由及び(⑥)の権利が根底から覆される明白な危険がある場合に、(2)これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がない時に、(3) [ウ] の実力を行使すること」といった武力行使の 3 要件が盛り込まれた。

設問 1 文中の下線部(1)に関連して、2003 年のイラク戦争開戦当時の英国の首相、米国の大統領、日本の首相の組み合わせとして、もっとも適切な選択肢を 1 つ選び、解答欄にマークしなさい。

- A トニー・ブレア／ジョージ・W・ブッシュ／小泉純一郎
- B マーガレット・サッチャー／ビル・クリントン／小泉純一郎
- C トニー・ブレア／ジョージ・H・W・ブッシュ／小泉純一郎

設問 2 文中の空欄①～⑥にあてはまるもっとも適切な語句を下記の語群から 1 つ選び、解答欄にマークしなさい。

①の語群

- A ホメイニ
- B マリキ
- C カルザイ
- D ロハニ
- E フセイン

②の語群

- A イラク緊急支援特別措置法
- B イラク治安維持特別措置法
- C イラク救援派遣特別措置法
- D イラク復興支援特別措置法
- E イラク・テロ対策特別措置法

③の語群

- A サマーワ
- B ダマスカス
- C テヘラン
- D カブール
- E ドーハ

④の語群

- A 東ティモール
- B カンボジア
- C クウェート
- D モザンビーク
- E ネパール

⑤の語群

- A 25
- B 54
- C 69
- D 96
- E 98

⑥の語群

- A 財産保全 B 経済活動 C 家族生活
D 個人の尊厳 E 幸福追求

設問 3 文中の空欄 にあてはまるもっとも適切な語句を解答欄に記入しなさい。

[II] 次の文章を読み、下記の設間に答えなさい。

2013年の景気の持ち直しを最初にけん引したのが個人消費である。株価⁽¹⁾上昇に伴う資産効果や消費者マインドの改善に伴い、2013年前半には、個人消費が成長に大きく寄与した。2013年5月下旬以降、株価が横ばい圏内の動きとなり、マインドの改善テンポも鈍化したことなどから伸びは低下したものの、雇用・所得環境が改善する中で増加傾向を維持している。輸出は過去の回復局面と比べて伸びは低いものの、アメリカ⁽²⁾や中東⁽³⁾向けの自動車輸出の増加、尖閣諸島を巡る状況の影響で落ち込んだ中国⁽⁴⁾向け輸出の持ち直しなどを背景に、2013年前半は成長を押し上げた。設備投資⁽⁵⁾についても、企業収益の改善や好調な内需を背景に2013年4－6月期に1年ぶりに増加したものの、依然として非製造業を中心を持ち直しの動きにとどまっている。

この間、東日本大震災からの復旧・復興事業を背景に公共投資⁽⁶⁾も継続的に成長を下支えし、経済対策の効果が発現したことにより、2013年4－6月期以降は寄与を高めた。また、住宅投資は2012年10月末が着工期限となっていた復興支援住宅エコポイントの反動減の影響などから2013年4－6月期に弱い動きとなったものの、7－9月期には低金利⁽⁷⁾や景況感の改善、消費税率⁽⁸⁾引上げを控えた駆け込み需要などの影響で再びプラスに寄与した。

—中略—

これらをまとめると、実質GDP⁽⁹⁾の需要項目は総じて前回を上回るテンポで増加している。前回をやや下回る伸びとなっている設備投資についても、好調な企業収益などを背景に先行きには明るさがうかがえる。所得面では企業収益が前回を大きく上回って増加している一方、雇用者所得⁽¹⁰⁾(雇用者報酬)はやや下回る伸びとなっている。デフレ脱却⁽¹¹⁾につなげるためにも、現金給与総額や雇用者数が力強く増加し、家計の雇用・所得環境が更に改善していくことが期待される。

(内閣府『日本経済 2013－2014』より一部修正の上、引用)

設問 1 文中の下線部(1)に関連して、もっとも適切な選択肢を1つ選び、解答欄にマークしなさい。

- A 銀行の預金金利水準の変化は株価に影響を与えない
- B 主に輸出を行っている企業にとって円高は株価に好影響である
- C 株式の売買から得られる売買益のことをインカムゲインという
- D ストックオプションは経営者の業績向上に向けた動機づけになる
- E 既発行株式の株価が上昇するとその企業に資金が流入する

設問 2 文中の下線部(2)に関連して、1950年代以降に生じた日米経済摩擦の発生順(左端がもっとも古く発生したもの)として、もっとも適切な選択肢を1つ選び、解答欄にマークしなさい。

- A 鉄鋼摩擦→テレビ摩擦→繊維製品摩擦→自動車摩擦→半導体摩擦
- B 繊維製品摩擦→鉄鋼摩擦→テレビ摩擦→自動車摩擦→半導体摩擦
- C 鉄鋼摩擦→繊維製品摩擦→テレビ摩擦→半導体摩擦→自動車摩擦
- D テレビ摩擦→繊維製品摩擦→鉄鋼摩擦→半導体摩擦→自動車摩擦
- E 繊維製品摩擦→テレビ摩擦→鉄鋼摩擦→自動車摩擦→半導体摩擦

設問 3 文中の下線部(3)に関連して、2011年にチュニジアの独裁体制の崩壊が契機となり、中東や北アフリカに波及した一連の民衆蜂起を何というか、もっとも適切な語句を解答欄に記入しなさい。

設問 4 文中の下線部(4)に関連して、図表 1 は 2013 年のわが国の中間にたいする輸出入品の上位 5 品目を示したものである。図表中の空欄(ア)～(ウ)に当てはまる品目の組み合わせとして、もっとも適切な選択肢を 1 つ選び、解答欄にマークしなさい。

- A (ア) 衣類・同付属品 (イ) 通信機
(ウ) 半導体等電子部品
- B (ア) 通信機 (イ) 半導体等電子部品
(ウ) 衣類・同付属品
- C (ア) 通信機 (イ) 衣類・同付属品
(ウ) 半導体等電子部品
- D (ア) 半導体等電子部品 (イ) 衣類・同付属品
(ウ) 通信機
- E (ア) 半導体等電子部品 (イ) 通信機
(ウ) 衣類・同付属品

図表 1 2013 年の対中国主要輸出入品

単位：億円

輸出品目		輸入品目	
(ア)	9,814	(イ)	24,234
有機化合物	9,186	(ウ)	19,997
科学光学機器	8,006	電算機類(含周辺機器)	15,170
自動車の部分品	7,105	音響映像機器(含部品)	6,887
プラスチック	6,707	金属製品	5,163

出所：財務省貿易統計記載の図表データより作成

設問 5 文中の下線部(5)に関連して、国民所得のうち企業の設備投資が中心となるものは次のうちどれか、もっとも適切な選択肢を1つ選び、解答欄にマークしなさい。

- A 民間最終消費支出 B 政府最終消費支出 C 国内総資本形成
D 経常海外余剰 E 固定資本減耗

設問 6 文中の下線部(6)に関連して、生活関連社会資本に分類されないものとして、もっとも適切な選択肢を1つ選び、解答欄にマークしなさい。

- A 公共住宅 B 国公立病院 C 学校
D 公園 E 道路

設問 7 文中の下線部(7)に関連して、金融緩和政策に分類されないものとして、もっとも適切な選択肢を1つ選び、解答欄にマークしなさい。

- A 売りオペレーション
B 買いオペレーション
C ゼロ金利政策
D インフレターゲット政策
E 調整インフレ

設問 8 文中の下線部(8)に関連して、消費税と異なる種類の租税として、もっとも適切な選択肢を1つ選び、解答欄にマークしなさい。

- A 酒税 B 関税 C 贈与税
D たばこ税 E 撥発油税

設問9 文中の下線部(9)に関連して、実質経済成長率の伸び悩みを克服するにはイノベーションが大切だといわれる。「創造的破壊」という言葉を用いてイノベーションの重要性を唱えた経済学者として、もっとも適切な選択肢を1つ選び、解答欄にマークしなさい。

- A シュンペーター B ワルラス C アダム＝スミス
D マーシャル E フリードマン

設問10 文中の下線部(10)に関連して、図表2は課税所得にたいする税率を示したものである。課税所得700万円の場合の所得税がいくらになるか計算し、もっとも適切な金額を解答欄に記入しなさい。

図表2 所得税の累進税率

適用課税所得	税率
195万円以下	5%
195万円を超え 330万円以下	10%
330万円を超え 695万円以下	20%
695万円を超え 900万円以下	23%
900万円を超え 1800万円以下	33%
1800万円を超える	40%

出所：国税庁の資料より作成

設問11 文中の下線部(11)に関連して、デフレーションがもたらす暮らしへの影響として、明らかに不適切な選択肢を1つ選び、解答欄にマークしなさい。

- A 年金生活者の生活水準が上昇する
B 借金の実質的な負担が軽くなる
C 預貯金などの実質資産が増える
D 実質金利が上昇する
E 実質賃金が上昇する

[Ⅲ] 次の文章を読み、下記の設問に答えなさい。

(1) 少子高齢化のなか、年金制度をどう持続させていくか。

(2) 公的年金の財政見通しや受け取れる水準を確かめる「財政検証」の結果が発表された。5年に1度の健康診断だ。

年金の水準は、現役世代の手取り収入に対する割合(所得代替率)で表す。今の制度は、標準的な世帯の場合、厚生年金で「所得代替率50%以上」を約束している。

検証では、経済が順調に成長すれば、約30年後も50.6%以上の水準を維持できる結果となった。ただ支え手が減るため、現在の「代替率60%超」に比べると、大幅に下がる。

これを底上げする改革が必要だ。手がかりは、今回示された「オプション試算」にある。

たとえば、賃金・物価の上昇率よりも年金の上げ幅を抑える仕組み(マクロ経済スライド)を、年金が減額になる場合でも適用する選択肢だ。

そうすると、約30年後の水準は現制度より0.4~0.8ポイント上がる。そこ至るまでの年金が削られる分、将来世代に回す原資が増えるからだ。

年金が減る受給者は反発するだろう。ただマクロスライドがデフレ下で適用されなかったことで今の年金は高止まりしており、経済が沈滞するケースも想定すれば改革は急務だ。

さらに、勤め人が入る厚生年金にアルバイトやパートをもっと加入させる選択肢もある。

新たな加入者数を現実的な220万人と仮定すると、年金水準は0.5ポイント程度上がる。なにより非正規で働く人たちの年金が、雇用主の保険料負担分が加わることで底上げされる効果に目を向けるべきだ。

こちらの改革も、新たな保険料負担が生じる事業主からの強い抵抗が予想される。

だが、非正規の人たちの将来の生活を守るには、厚生年金の加入拡大は不可欠だ。特に、今回の検証で国民年金の給付水準は厚生年金以上に下がる見通しにな

った。受け取れる年金額を考えれば、国民年金に入っている人たちが厚生年金に移る意味は大きい。生活保護の受給者を減らす効果もある。

(6) こうした移行を進めて、なお低年金で生活が苦しい高齢者には、年金とは別の手立てで支えていく必要がある。

年金は制度それ自体をいくら改めても限界がある。子育ての支援で女性の就業率を上げる。元気な高齢者ができるだけ働く環境をつくる。雇用の安定化をはかる。(7)
(8) こうした社会全体の底上げがあってこそ、明るい展望がひらけてくる。

(2014年6月4日 朝日新聞社説より引用)

設問 1 下線部(1)に関連して、もっとも適切な選択肢を1つ選び、解答欄にマークしなさい。

- A 総人口に対する65歳以上の高齢者の割合が5%を超える社会を高齢化社会、10%を超える社会を高齢社会、15%を超える社会を超高齢社会というが、日本は1996年には15.1%となり超高齢社会に突入した。
- B 総人口に対する75歳以上の高齢者の割合が5%を超える社会を高齢化社会、10%を超える社会を高齢社会、15%を超える社会を超高齢社会というが、日本は2008年には10.4%となり高齢社会に突入した。
- C 総人口に対する65歳以上の高齢者の割合が7%を超える社会を高齢化社会、14%を超える社会を高齢社会、21%を超える社会を超高齢社会というが、日本は2007年には21.5%となり超高齢社会に突入した。
- D 総人口に対する75歳以上の高齢者の割合が7%を超える社会を高齢化社会、14%を超える社会を高齢社会、21%を超える社会を超高齢社会というが、日本は2000年には7.1%となり高齢化社会に突入した。
- E 総人口に対する65歳以上の高齢者の割合が10%を超える社会を高齢化社会、15%を超える社会を高齢社会、20%を超える社会を超高齢社会というが、日本は2005年には20.1%となり超高齢社会に突入した。

設問 2 下線部(1)に関連して、以下の説明文の空欄①～③にあてはまるもっとも適切な語句を下記の語群から 1 つ選び、解答欄にマークしなさい。

一人の女性が一生涯に何人子どもを産むかの数値を(①)というが、長期的に人口を維持するためにはおよそ 2.1 が必要とされている。ところが、1975 年に 2 を割ってから、1989 年には、それまで最低水準だった 1966 年の「ひのえうま」を下回り「1.57 ショック」と騒がれた。こうした事態を受けて、政府は 1994 年に(②)と呼ばれる初の少子化対策を発表、2003 年には少子化社会対策基本法を制定し、さらに 2007 年には(③)を設けるなど、次々対策を打ち出してはいるが、必ずしも奏功しているわけではないといわれている。

①の語群

- A 合計一般出生率
- B 合計特殊出生率
- C 合計平均出生率

②の語群

- A エンゼルプラン
- B ゴールドプラン
- C 少子化対策プラスワン

③の語群

- A 子ども手当
- B ワーク・ライフ・バランス法
- C 少子化対策担当大臣

設問 3 下線部(2)に関連して、以下の説明文の空欄 ア イ
ウ にあてはまるもっとも適切な語句を解答欄に記入しなさい。

年金の財政方式には、ア 方式と イ 方式がある。
ア 方式とは将来の年金給付に必要な原資を保険料で積み立てていく方式で、イ 方式は必要な年金財源を、そのとき現役で働いている世代の保険料で貯う方式である。また近年ではウ 年金という民間による年金事業も導入されている。

設問 4 下線部(2)に関連して、もっとも適切な選択肢を 1 つ選び、解答欄にマークしなさい。

- A 年金の制度は対象者によって細かく分かれているため、保険料や給付額に格差があったが、1961年に国民年金法実施で国民皆保険を実現したので、格差はほぼ解消した。
- B 国民年金とは自営業者と農業従事者のための制度であり、民間企業等の従業員はそれに加入できず、別の厚生年金という制度に加入している。
- C 1986年、公的年金制度は一元化されたが、給与所得者の無職の配偶者と学生は加入しなくても良いことになっている。
- D 年金制度への加入者は 3 種類あり、第 1 号被保険者は自営業者や学生、無業者であり、第 2 号被保険者は企業の従業員と公務員、そして第 3 号被保険者とは専業主婦など第 2 号被保険者に扶養されている者をいう。
- E 共済年金とは国家公務員や地方公務員などが加入する公的年金であり、その保険料は厚生年金とほぼ同額だが、その全額を国と地方自治体が負担しており、官民格差が指摘されている。

設問 5 下線部(3)に関連して、明らかに**不適切**な選択肢を1つ選び、解答欄にマークしなさい。

- A ここでいう「勤め人」とは民間企業で働く正規従業員をいうが、かつて彼らの賃金は年々上がっていく年功賃金が多かった。しかし、近年は業績や成果で決める成果主義と呼ばれる賃金が浸透しつつあるといわれている。
- B ここでいう「勤め人」とは民間企業で働く正規従業員をいうが、雇用主は彼らに通常の月額給与の他に、一定の決められた福利費を支給しなければならないと法律で定められている。
- C ここでいう「勤め人」とは民間企業で働く正規従業員をいうが、管理・監督者を除いて、彼らを1日8時間・週40時間を超えて働かせることは原則的には禁じられている。しかし、労働組合もしくは従業員の代表者と協定することによって、それを超えて働かせることができる。
- D ここでいう「勤め人」とは民間企業で働く正規従業員をいうが、満18歳未満の従業員を深夜(午後10時から午前5時)働かせることに関して、女性については禁じているが、男性にたいしては禁じてはいない。
- E ここでいう「勤め人」とは民間企業で働く正規従業員をいうが、彼らを普通解雇する場合は、少なくとも30日前に予告するか、もしくは30日分以上の平均賃金を支払わなければならないとされている。

設問 6 下線部(4)に関連して、もっとも適切な選択肢を 1 つ選び、解答欄にマークしなさい。

- A 非正規雇用はかつて禁じられていたが、1980 年代以降、認められるようになり、その後、年々増え続け、2013 年にはついに 4 割近くまでになった。
- B 派遣労働は、労働者供給事業を禁じた職業安定法第 44 条、中間搾取を禁じた労働基準法第 6 条等によって、戦後、1986 年以前までは原則的には禁じられていた。
- C 特定の仕事を他企業や個人に請け負わせることを請負というが、請負はさまざまな規制があるため、それを回避する目的で、実際は請負であるにもかかわらず派遣に見せかけることを偽装請負という。
- D 企業は、正規雇用の従業員とは違って、非正規で働く人たちには有給休暇は付与しなくても良いことになっている。
- E 現在は、正規雇用の従業員とは違って、非正規で働く人々は厚生年金に加入できることになっているので、その改善が必要である。

設問 7 下線部(5)に関連して、以下の説明文の空欄①～④にあてはまるもっとも適切な語句を下記の語群から 1 つ選び、解答欄にマークしなさい。

雇用主の保険料負担は年金だけではない。日本の社会保険には、年金保険だけでなく、医療保険、(①)、(②)そして介護保険の 5 つがある。このうち多くの民間企業の医療保険の保険料は労使が(③)の割合で負担する。一方、それまでの制度を廃止して新たに 1974 年に制定された(①)は、バブル崩壊後、財源破綻寸前となつたため 2003 年に保険料率を引き上げた。また(②)の保険料は全額(④)が負担することになっている。

①と②の語群

- | | |
|-------------|--------|
| A 損害保険 | B 生命保険 |
| C 労働者災害補償保険 | D 雇用保険 |
| E 失業保険 | F 就学保険 |

③と④の語群

- | | |
|---------|----------|
| A 1 : 1 | B 1 : 2 |
| C 2 : 1 | D 国(政府)側 |
| E 使用者側 | F 労働者側 |

設問 8 下線部(6)に関連して、以下の説明文の空欄①～⑥にあてはまるもっとも適切な語句を下記の語群から 1 つ選び、解答欄にマークしなさい。

生活保護法は、(①)年に制定され、貧困で生活が困難な人々に生活を保障し、自立を促すもので、生活・教育・住宅・医療・出産・(②)・葬祭・介護の 8 種類の扶助が実施されている。このような社会保障の考え方は、古くは 1601 年イギリスで制定された(③)救貧法までさかのぼることができるが、1944 年国際労働機関がフィラデルフィア宣言を発表し、1966 年になって国連が国際法として拘束力のある(④)を採択することで定着がはかられた。日本国憲法第 25 条では(⑤)が規定されているものの、「最低限度の生活」をめぐってはさまざまな考え方があり、朝日訴訟や(⑥)訴訟で争われた経緯がある。

①と②の語群

- | | | |
|--------|--------|--------|
| A 1936 | B 1946 | C 1956 |
| D 労働 | E 休息 | F 生業 |

③と④の語群

- | | | |
|-----------|----------|----------|
| A エリザベス | B マーガレット | C ビスマルク |
| D ベバリッジ報告 | E 世界人権宣言 | F 国際人権規約 |

⑤と⑥の語群

- | | | |
|-------|-------|-------|
| A 社会権 | B 生存権 | C 健康権 |
| D 堀尾 | E 堀江 | F 堀木 |

設問 9 下線部(7)に関連して、明らかに**不適切**な選択肢を1つ選び、解答欄にマークしなさい。

- A 日本の女性の年齢別労働率はM字型を描いていたが、徐々に解消傾向が見られるものの、保育園など社会的インフラの拡充、管理職への積極的登用、労働時間の削減によるワーク・ライフ・バランスの実現など、なお課題は多い。
- B 男性に比べると女性の就業率は低い。OECDの調査では2012年における25～54歳の女性の就業率は69.2%で、加盟34カ国中24位であった。これに対して男性は91.5%で、イスラエルに次いで第2位であった。
- C 男女格差状況についての国際調査機関(世界経済フォーラム)の2013年調べでは日本は総合ランキングで136カ国中105位であった。これほど低位になった最大の原因是118位であった女性の就業率の低さにある。
- D 女性の就業率は低いとはいえ上昇している。だがそれは非正規雇用の増加によるものに過ぎない。1985年当時は女性の就業者の30%程度が非正規雇用であったが、いまや過半数を超えるまでに増加している。
- E 女性の就業継続を支援する法律の一つ、育児・介護休業法は、休業期間中の従業員の金銭的な支援を企業に義務づけてはいないが、休業開始時賃金の約5～7割相当分が育児休業給付金として雇用保険から支給されることになっている。

設問10 下線部(8)に関連して、もっとも適切な選択肢を1つ選び、解答欄にマークしなさい。

- A 年金受給開始年齢が65歳まで延長されたことを契機に「高年齢者雇用安定法」はたびたび改定されたが、2013年4月施行の改正法では、65歳未満の定年制を禁じている。
- B 年金受給開始年齢が65歳まで延長されたことを契機に「高年齢者雇用安定法」はたびたび改定されたが、2013年4月施行の改正法では、働くことを希望する高齢者の65歳までの雇用継続を企業に義務づけた。
- C 年金受給開始年齢が65歳まで延長されたことを契機に「高年齢者雇用安定法」はたびたび改定されたが、2013年4月施行の改正法では、高齢者の65歳までの雇用継続への努力を企業に義務づけた。
- D 年金受給開始年齢が65歳まで延長されたことを契機に「高年齢者雇用安定法」はたびたび改定されたが、2013年4月施行の改正法では、一定の猶予期間を設けたが、定年制を撤廃することを企業に義務づけた。
- E 年金受給開始年齢が65歳まで延長されたことを契機に「高年齢者雇用安定法」はたびたび改定されたが、2013年4月施行の改正法では、定年年齢を徐々に引上げ、最終的には定年制撤廃への努力を企業に義務づけた。